平成２５年（フ）第１９４号
山梨県北杜市高根町村山東割817番地
破産者　藤原　徳光
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
山梨県北杜市高根町村山東割817番地
破産者　藤原　康江
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３００号
山梨県南アルプス市田島812番地１
破産者　西海　真次
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
愛知県稲沢市稲沢町北山185番地１　ハウスオブワイ103
破産者　浦田　朋実
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１０９号
愛知県岡崎市渡町字池田20番地１　レオパレス渡Ⅱ102
破産者　古町　泰介
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
愛知県安城市池浦町池東23番地８　アミューズ・エム302、前住所愛知県安城市弁天町２番11号　マンション稲垣201
破産者　河野　　亨
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
滋賀県野洲市小篠原1509番地、開始決定時の住所滋賀県守山市吉身４丁目２番20―３号
破産者　林　　正幸
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０２号
兵庫県西宮市大井手町２番17―201号
破産者　福本　光雄
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８０号
香川県丸亀市新田町11番地２タカギハイツ101号
破産者　太田智恵美
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１００号
福岡市城南区田島４丁目24―16　第二横尾ビル203号、開始決定時の住所宮崎県児湯郡新富町大字新田17942番地11
破産者　緒方　芳一
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６６号
宮崎市大橋３丁目76番地１　スペースコロニーG202号
破産者　平太　文續
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７３号
宮崎市広島１丁目14番４号　サカエコーポ501号、前住所宮崎市吉村町江田原甲210番地３　冨田コーポ203号
破産者　吉田　則行
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５５号
静岡県浜松市中区住吉２―12―12　聖隷浜松病院内、旧住所静岡県掛川市吉岡1002番地の22
破産者　浅井重三郎
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２５１１号
札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目７番８―102号
破産者　長谷川雅樹
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０１号
札幌市厚別区厚別西５条５丁目１番36号　第51松井ビル201号
破産者　東　　誠一
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
宮城県石巻市馬鞍字台９、住民票上の住所宮城県石巻市北上町十三浜字月浜220番地
破産者　佐々木まゆみ
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
宮城県石巻市馬鞍字台９、住民票上の住所宮城県石巻市北上町十三浜字月浜220番地
破産者　佐々木信孝
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
神奈川県厚木市三田2598番地
破産者　森住　一弘
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部